

「滋賀県低炭素社会づくり推進計画」(改定原案)に対して提出された
意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方について

1 県民政策コメントの実施結果

平成 29 年 1 月 26 日 (木) から平成 29 年 2 月 27 日 (月) までの間、滋賀県民政策コメント制度に関する要綱に基づき、「滋賀県低炭素社会づくり推進計画(改定原案)」についての意見・情報の募集を行った結果、14 名(団体を含む)の方から計 61 件の意見・情報が寄せられました。

これらの意見等について、内容ごとに整理し、それらに対する考え方を別紙に示します。

なお、取りまとめにあたり、提出された意見・情報の一部は、趣旨を損なわない範囲で内容を要約したものとなっています。

また、意見等の該当ページは、県民政策コメントで公表した「滋賀県低炭素社会づくり推進計画(改定原案)」によっています。

2 提出された意見・情報の内訳

項目	県民・団体	市町
全体	1 件	—
第 1 章 基本的事項	2 件	—
第 2 章 地球温暖化対策の現状および取組等	3 件	—
第 3 章 基本的な方針と目標	17 件	—
第 4 章 緩和策の取組	25 件	—
第 5 章 適応策の取組	2 件	—
第 6 章 県の事務事業における取組	8 件	—
第 7 章 計画の進行管理	—	—
資料編	3 件	—
合計	61 件	0 件

3 改定原案(県民政策コメント案)からの変更点

頁	修正案
p. 52 表 3 行目	用語解説に「工業プロセス」を追記しました。
p. 59 最下部	算定方法の留意事項について、以下の内容を追記する。 [各部門の削減見込量については、国の地球温暖化対策計画に示されている「エネルギー起源二酸化炭素に関する対策・施策の一覧」を基に、削減量の重複分等を考慮して算定しています。]

4 今後の予定

平成 29 年 3 月 9 日 環境・農水常任委員会 (改定案について)
3 月末 推進計画の改定・公表

5 滋賀県低炭素社会づくり推進計画(改定案)

別添(資料 7-2、7-3)のとおり

(参考) これまでの経過

<環境審議会>

- 平成 27 年 11 月 6 日 環境審議会への諮問
- 11 月 11 日 温暖化対策部会開催[H27①] (本県の温暖化対策の現状と方向性)
- 平成 28 年 6 月 23 日 温暖化対策部会開催[H28①] (計画改定の方向性を審議)
- 9 月 12 日 温暖化対策部会開催[H28②] (骨子案を審議)
- 11 月 21 日 温暖化対策部会開催[H28③] (素案を審議)
- 平成 29 年 1 月 16 日 温暖化対策部会開催[H28④] (答申案の審議)
- 1 月 24 日 環境審議会会長から知事への答申

<環境・農水常任委員会への報告>

- 平成 27 年 12 月 15 日 推進計画を見直すことについて報告
- 平成 28 年 9 月 14 日 骨子案について報告
- 12 月 15 日 素案について報告
- 平成 29 年 1 月 25 日 改定原案について報告

<その他の意見交換等 (庁内会議以外)>

- 平成 28 年 6 月 28 日 地球温暖化対策自動車・運輸部門会議 (自動車関連団体)
- 7 月 4 日 経済団体連合会との連絡調整会議 (1 回目)
- 7 月 8 日 公益社団法人滋賀県環境保全協会 (1 回目)
- 7 月 14 日 湖南甲賀環境協会 (1 回目)
- 7 月 14 日 湖東環境フォーラム
- 7 月 20 日 県内市町温暖化対策担当者会議
- 7 月 22 日 県温暖化防止活動推進員研修会 (1 回目)
- 8 月 1 日 大津市地球温暖化防止活動推進センター
- 8 月 17 日 滋賀グリーン購入ネットワーク
- 12 月 17 日 県政モニタートーク
- 12 月 22 日 湖南甲賀環境協会 (2 回目)
- 平成 29 年 1 月 12 日 県温暖化防止活動推進員研修会 (2 回目)
- 1 月 26 日 経済団体連合会との連絡調整会議 (2 回目)
- 2 月 9 日 公益社団法人滋賀県環境保全協会 (2 回目)
- 2 月 10 日 地球温暖化対策セミナー
(大津市地球温暖化防止活動センター、大津商工会議所)
- 2 月 13 日 県内市町温暖化対策担当者会議 (県市町エネルギー研究会内)

滋賀県低炭素社会づくり推進計画(改定原案)に対する意見・情報と滋賀県の考え方

番号	頁	ご意見・情報等の概要	ご意見・情報等に対する県の考え方
全体			
1	—	推進計画と呼称するには、計画を推進する為の人・モノ・金の配分と時間軸の進捗計画が明記されていない。故に、長期計画もしくはガイドラインと呼称すべきと考える。	当該計画は地球温暖化対策の推進に関する法律および滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例に基づき策定している計画であり、条例では「推進計画を策定する」とされていることから、これまでから「滋賀県低炭素社会づくり推進計画」としてきたところであり、計画の名称はこのままとします。 今回の改定では引き続きおおむね5年おきに計画を見直すことを記載したことや、今後5年間で取組む対策数値指標を新たに掲げるなど一定の時間軸も考慮した計画としています。
第1章 基本的事項			
第1 改定の背景			
2	1	平成24年策定の前計画とは、目標値そのものだけでなく、目標値の算定方法、基本的な考え方など、大きな違いがあり、前計画の考え方をどのように評価、点検して現計画となったのか明記すべきである。 また、「持続可能な滋賀社会ビジョン」については、どのように考慮されているのか。	本計画の計画期間は2030年度までの20年間であり、計画期間が長期にわたることから、おおむね5年おきに見直すこととしており、今回、世界や国の動向、地域の温室効果ガス排出状況、県の他の計画の策定状況等を踏まえ、改定を行ったものであり、こうした背景はP11に記載しています。 また、「持続可能な滋賀社会ビジョン」を踏まえ、「滋賀県低炭素社会づくりに関する条例」を制定しており、ビジョンで示した低炭素社会の実現の考え方は引き続き踏襲しています。 こうしたことから改定原案どおりとします。
3	6	「スタン・レビュー…」の第1段落と第2段落が前計画とは順序が逆になっているが、その意図は何か。	改定原案では低炭素社会づくりの意義を説明するために、その一つとしてスタン・レビューの考え方を示したものであり、改定原案のような記載としました。
第2章 地球温暖化対策の現状および取組等			
第2 地域の動向			
4	14	「図表19 地域の温室効果ガス排出状況と旧計画目標値」のHFC,PFCの2009年度比の値がそれぞれ、172.5%、192.1%と非常に高いと思います。何が原因でしょうか。 原因を究明して対策を検討してください。	2009年度比で値が増加した原因は、代替フロン類等の普及が進んだものと考えております。このことから、P30「代替フロン等4ガス」において、各種法律に基づく指導・助言を行い、適正な充填回収や廃棄時における適正回収を進めることとしています。
5	15	県が対策を取らない場合、2030年の温室効果ガス排出量の推計値が、2013年比7.7%増としています。 その根拠は経済成長率を0.8%/年と想定することにあります。この程度の成長率をもって「排出量増」とするのは、説得力があるとは思えません。 県が独自に対策を取らなくても、「人口減少」、「自動車の省エネ化」、「工場・オフィスの省エネ化」、「自然エネルギー増加」は進んでいくと思われます。図表21を見ても、2007年以降、地域のエネルギー消費量は減り続けており、この傾向は維持されると考えるのが自然です。	対策をとらない場合の2030年度の温室効果ガス排出量の推計方法の詳細は、資料編(p61)に示したとおりです。 人口減少についても考慮していることから、図表24の家庭部門の排出量は2030年には減少するものと推計しています。 また、自動車や工場オフィス等の省エネ化、自然エネルギーの増加については、対策を取った結果として減少するものと考えられることから、何も対策を取らずに減少するとは考えにくく、推計値は現状のままとします。
6	15	「図表20地域の部門別二酸化炭素排出量の推移」の工業プロセスについての過去5年平均が242.7%と非常に高いものだと思います。 工業プロセスとはどのようなものを指すのか。原因を究明して対策検討を実施してください。	工業プロセスからの排出量は、事業者行動計画書制度の開始により、より詳細な県内のデータが収集可能となったことによる増加です。主に窯業や化学産業、セメント生産等から排出される量で、県内の総排出量に占める割合は1%程度となっています。今後の排出量の推移を注視しつつ、国の対策等も踏まえ必要に応じ検討してまいります。 なお、「工業プロセス」については、P52用語集に追加します。

番号	頁	ご意見・情報等の概要	ご意見・情報等に対する県の考え方
第3章 基本的な方針と目標			
第1 目指すべき将来像			
7	17	前計画では「環境の将来の姿」として、8項目の具体的な姿が記載されているが、今回の計画では、単に低炭素社会、脱炭素社会と記載されているだけで、将来像が分からない。できるできないは別にして、将来の姿をイメージできる記載をするべきである。	改定原案では温暖化対策から見た将来像を掲げることとし、2030年度の低炭素社会の実現、今世紀後半の脱炭素社会を目指すことを将来像として掲げました。 2030年度の低炭素社会についてイメージしていただけるよう、図表25で「化石燃料の依存をできる限り減らす、経済の持続的な成長を実現させる、豊かな県民生活を実現させる」ことを記載しています。
8	17	エネルギービジョンとの関連が理解しにくいのでこの点について説明していただきたい。	P17で記載しているとおり、「しがエネルギービジョン」で掲げている「原発に依存しない新しいエネルギー社会」を踏まえ、目指すべき将来像を掲げたところです。また、具体的な取組については、P31「再生可能エネルギー等の導入」に記載している内容を「しがエネルギービジョン」と整合させて推進するとしたところです。
第2 低炭素社会づくりの基本的な方針			
9	18	P18の～低炭素社会づくりに向けた4つの基本方針～のどこにも、原発に依存しない、低炭素社会の実現とは、記載されていません。 低炭素社会の実現のためには、化石燃料および原発に依存しないエネルギーを使った生活様式、産業構造・・・と変更すべきと考えます。	P18に記載している基本方針については、「滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例」第3条の基本理念として規定しているものを記載していることから改定原案のままとします。
第3 計画の目標			
10	19	基本的な方針で「温室効果ガスの排出を抑制するためには、化石燃料への依存をできるだけ減らす社会経済構造への転換が重要となり、低炭素社会の実現のためには化石燃料に依存しない生活様式に転換していく必要がある」としながら、計画の目標では電源構成(滋賀県には現存しない)を原子力を0%とし、化石燃料である石炭を30%・石油を4%・天然ガスを35%としているのは、異なる項目で内容に矛盾がある。	改定原案でお示した2030年度の目標や電源構成は、原発や化石燃料を再生可能エネルギーに置き換えていく過渡期であり、将来像として掲げた今世紀後半の脱炭素社会を目指す、その一里塚としての2030年度の低炭素社会の実現を目指すこととしているものであり、基本方針とは矛盾しないものと考えます。
11	19	電力起源のCO2量について、国の0.37-kg-CO2/kWhに対し、県は0.43kg-CO2/kWhと国より16%も高い設定がなされている。 さらに、化石燃料の消費量増加や、再生エネルギーの割合が、国は23%、県は31%で国よりも高いレベルを設定されているが根拠に乏しい。 この数年間は化石燃料の国際相場が大幅に低下したために電力料金は安定していたが、今後は高騰が予想され、電力会社の努力が限界に達する。 原発は世界各国のCO2減少化の切り札である、最低限の原発は必要(国の判断がもと)であるが、なぜ滋賀県はそれに対抗するのか。	原発については、様々な課題を抱えており、昨年度に県では「しがエネルギービジョン」を策定し、「原発に依存しない新しいエネルギー社会の実現」に向けて取組を進めています。 「低炭素社会の実現」と「原発に依存しない新しいエネルギー社会の実現」は、いずれも県民生活の安心・安全の観点から極めて重要な課題であり、双方が満たされた社会を目指していくことが重要であると考えています。 このことから、「原発に依存しない新しいエネルギー社会」が国全体で実現した姿を想定した電源構成に基づき設定しています。
12	19	電源構成について、原子力ゼロとした条件を基礎としているが、滋賀県が自己完結できない条件を基準とする計画は、計画ではない。	

番号	頁	ご意見・情報等の概要	ご意見・情報等に対する県の考え方
13	19	目標が低すぎると思います。国の目標に合わせたとは考えられません。 国は原発再稼働の方針を決め、大手電力会社も再稼働を目指し準備を進める中、滋賀県だけ「関西電力からの買電を禁止する条例」がつけられるのでしょうか。できなければ「原発0」は絵に描いた餅ということになります。	今回の削減目標は、国の地球温暖化対策計画で示された対策・施策のほか、県の産業構造や地域特性・独自の取組等を考慮した削減効果を算出しています。 その上で、「原発に依存しない新しいエネルギー社会」が国全体で実現した姿を想定した電源構成に基づき設定しました。 目標年度における国全体の電源構成については、原発の稼働状況や再生可能エネルギーの普及状況など、不確定要素が大きく、これに応じて温室効果ガスの削減量も変動しうることが想定されることから、国が示している電源構成を用いて算出した削減目標についても参考値として付記(括弧書き)したところです。 また、国の地球温暖化対策計画の削減目標「26%」と比べ、今回の削減目標「23%」は、幾分低くなるため、低炭素社会づくりの視点が不十分に見えるかもしれませんが、あくまで原発や化石燃料を再生可能エネルギーに置き換えていく過渡期の姿に過ぎず、将来的には「脱炭素社会」を目指すことに変わりはありません。
14	19	目標:2013年度比23%(原発に依存なし)は国が26%(原発あり)であるので、滋賀県は原発なしで26%にすべきです。	
15	19	当初、2030年には1990年比50%でした。つまり2030年の排出量は671万トンになります。今回目標の23%では2030年の排出量は1094万トンであまりにも、目標が低すぎます。 国なみの原発使用では29%と小さく書いていますが、はなから、原発使用前提の数字は無視すべきです。	
16	19	県目標がこれ以上上積みができず、国の目標値を下回るのであれば、そのことに対して、県の見解を明らかにするべきである。県としては原発に依存しない社会を目指すのであるから、電源構成が違うからというのは説明にならない。	
17	19	2014年に出された計画は1990年を基準に2030年50%削減だった。今回は2013年基準で23%(原発電源使用で29%)と低くなっている。 1990年比で見るともう少し目標数値は小さくなる。何よりも国が国際条約で約束した数値より低くなることに環境に強い滋賀県の県民に取っては屈辱的である。もしどうしても26%が超えられなければ国と同じく原発稼働を前提とした29%を表明すべきである。	
18	19	()書きの地球温暖化対策計画における電源構成に基づき算出した参考値は、目標を説明する文章、図などの部分では、参考値としても記載すべきではない。 県としては「原発に依存しない新しいエネルギー社会」を目指している以上、あくまでもその前提での値が唯一の目標値とわかる記述にすべきである。 国の排出係数に言及するとしても、あくまで目標の説明とは切り離して記載すべきである。	本計画は、化石燃料に依存しない社会経済構造の確立により、豊かな県民生活および経済の持続的な成長を実現しつつ、温室効果ガスができるだけ削減された低炭素社会の実現を目指すことを目的としています。 一方で「しがエネルギービジョン」は、「原発に依存しない新しいエネルギー社会」の構築に向けた本県の長期的、総合的かつ計画的なエネルギー政策を推進するための指針として策定したものです。 これらは、いずれも県民生活の安心・安全の観点から極めて重大な課題であり、双方が満たされた社会を目指していくことが重要と認識していることから、「原発に依存しない新しいエネルギー社会」が国全体で実現した電源構成を想定するなど、「しがエネルギービジョン」で示した県の考えを踏まえた内容も記載しているところです。
19	19	原発に依存しないという、意気込みが表れていません。	
20	19	滋賀県は琵琶湖の水源をもち、他の県とは、全くスタンスを変えないといけません。基本的に原発使用の考えは捨てるべきです。	
21	19	「しがエネルギービジョン」のサブタイトルには、～原発に依存しない新しいエネルギー社会の実現に向けて～とありますが、「低炭素社会づくり推進計画」サブタイトルにも、同様の文面を記載すべきです。	
22	19	滋賀県は原発事故が一度起これば、避難の意味はなく、二度と住めなくなるということを、心に止めるべきです。通常の事故の影響は年月が解決してくれますが、原発事故は年月でのリカバリーはありません。人間、生き物すべてにおいて、原発は相いれないものです。	
23	19	現状のような考えでは、国に迎合しているとか、考えられません。滋賀県として説得力のある意見具申を、国に対していべきです。	

番号	頁	ご意見・情報等の概要	ご意見・情報等に対する県の考え方
第4章 緩和策の取組			
緩和策の取組全体			
24	—	緩和策の取組について、年に1回普及状況を数量的に検証し、進捗状況を数量的に検証することによって、問題点の洗い出しや行政の支援策などに活かしていくことが重要だと思います。	ご意見のとおり、進捗状況を把握する際には可能な限り、数量的(例えば、CO2削減量等)の検証も併せて実施したいと考えます。
25	—	温暖化ガスの減少については色々な提言がされていますが、誰が、いつ、どの様に5W1Hが不明確である。	当該計画は5年おきに見直すこととしていることから、取組については5年を目処に記載しており、その進捗を把握するために、「対策数値指標」を定め、2020年度までの数値目標も設定しております。
26	—	第4章緩和策について、取組部門別の計画は理解できますが、もう少し具体例を示して頂ければ理解しやすい。	また、取組については「県の取組」だけではなく、各部門に「県民に期待される取組例」や「事業者」に期待される取組例も記載するなど、どの主体が何をすべきかも示しているところです。
27	—	災害による環境破壊、生活環境復旧や廃棄物処理、交通事故によるインフラ・生活資材の復旧には、多大の地球資源消費、エネルギー消費(=CO2排出量増加)が必要となる。 平常時のCO2排出量削減行動はコントロールし易いが、非常時のCO2排出量削減行動は制御不可能であり、本計画の中に「リスクマネジメント」としての項目を設け、関係機関への意識づけすることが必要と考える。	日頃から省エネ・節電行動を広く定着させる意識づけが重要であると考えており、引き続き、地球温暖化防止活動推進センターや地球温暖化防止活動推進員と連携した普及啓発に取り組むこととしています。
第2 部門別削減対策			
28	22～29	各部門での「(3)県の取組」の枠内の【重点取組】とその下の各取組の関係が分かりにくい。枠内が総論で、枠外の項目が各論のように誤解されることも考えられるので、工夫できないか。	県の取組の中で重点取組を枠内に記載したものであり、改定原案のままとします。
29	22	産業部門と業務部門ともに【重点取組】として「事業者行動計画書制度の推進」が掲げられているが、業務部門では県独自取組になっている一方、産業部門では県独自取組になっていない。その理由を明らかにすべきである。	業務部門と家庭部門の温室効果ガス排出量は1990年度比で大きく増加しており、今後特に重点的に取り組む必要があると考え、県独自取組による上乗せ削減分を盛り込んだところです。 そのため、業務部門と家庭部門にのみ「県独自取組」を記載しています。
30	22	「図表31 製造業のエネルギー使用状況の推移」の「その他」は何に当たるのでしょうか。産業部門の二酸化炭素排出量が全体の47%を占め最も高いものになっています。 その産業部門の内訳の98%が製造業で、そのエネルギー使用状況について、灯油について2番目に多いのが「その他」になっています。 その他の詳細を分析する必要があり、それについての対策を検討・実施する必要があると思います。	「図表31 製造業のエネルギー使用状況の推移」のその他は「揮発油、ガソリン、ナフサ、軽油、B重油、石油系炭化水素ガス、石油コークス、石炭、石炭コークス、天然ガス、液化天然ガス」が含まれています。 エネルギー使用状況について一番多いのは「都市ガス」で2番目に多いのは「購入電力」となっており、「その他」の占める割合は低くなっています。
31	23	貢献量評価に対して趣旨を普及するため、例えば中小企業部門での成果の出たところを評価・広報することも大切だと思います。	県では、自社の温室効果ガス排出量の削減に関して他の模範となる特に優れた取組を行う事業者や温室効果ガス排出削減に貢献する製品・サービスを生み出す事業活動を表彰するなど、評価や広報に取り組むこととしています。
32	23 25	産業部門と業務部門の県の取組については、優れた取組を行う事業者や一定の成果を出した事業者には県の入札等で優遇するといった具体的なインセンティブが必要ではないでしょうか。	
33	23 25	中小企業者等への支援が記載されているが、「長期計画提出義務のない中小企業事業者の協力を引き出せないことに対する」方策を盛り込んでいただけないか。	事業者行動計画書については、規模の小さな事務所でも任意で提出いただくことが可能であり、これまでから制度についての啓発を実施しているところです。引き続き、より多くの事業所から提出いただけるよう、制度の広報や普及に努めてまいります。

番号	頁	ご意見・情報等の概要	ご意見・情報等に対する県の考え方
34	23 25	中小企業の実態に詳しいそれぞれの専門家を県が確保し、中小企業への診断、アドバイスの予算を県が確保する必要がある。	P23の【中小企業等への支援】に、「中小企業者等における計画的な省エネ・節電行動の促進を図るため、省エネルギーや電力ピーク対策に効果的な設備の導入の取組に対して支援します。」や「省エネルギー設備の導入に必要な資金の貸付を通じ、中小企業者等の省エネ・節電に向けた取組に対して支援します。」と記載しており、県においても、中小企業等に対する省エネ診断や設備導入の補助、融資に関する予算を確保し、支援することとしております。
35	23 25	県の委託を受けて実施されている「省エネ診断」事業にはNPO法人としてのメンバー登録はできないので、県の枠組みでの「省エネ見える化診断」はできない。この省エネ診断業務に、NPO法人等も共同参画できるように改善して頂けないか。	ご提案いただきました内容については、個別事業における制度内容に関するご意見であるため、改定原案での記載は困難であると考えます。
36	23 25	事業者（行政組織含む）に対して、CO2排出量削減の取組みは、EMS導入のための審査費用等の補助、EMS体制確立のための人材支援など金・人の支援措置（予算）を具体策として入れるべき。	事業者のうち、特に支援が必要と考えている中小企業者等への支援として、省エネルギーに資する設備導入に要する経費の支援について盛り込んでおり、この内容には省エネ診断等の費用の補助も含まれていますので、改定原案のままとします。
37	24 26	業務部門、家庭部門で県独自の取組で2%削減することであるが、その見込量の根拠を明記すべきである。 また、家庭部門での県独自の取組は「県民向けの普及啓発の強化」とあるが、P27の「(3)県の取組」の、どの項目がそれに相当するのか、明らかにすべきである。 業務部門でも同様で、事業者行動計画書制度の全部又は一部が県独自であることを明記すべきである。	業務部門と家庭部門からの温室効果ガス排出量は1990年度の実績から増加していることから、今後、重点的に取り組む必要があるため、県取組による上乗せ削減分を盛り込みました。 業務部門と家庭部門の削減量を算定後、それぞれの削減量の約1割増である2%を上乗せしたところで、各部門での県独自取組は主に重点的取組で取り組んでいくことを考えています。
38	27	家庭部門の削減目標が36.1%と高い値になっており、各家庭でもっと危機意識を持つ必要がある。この面での啓発を強力に且つ迅速に進めるべきである。	これまでから学校や地域への出前講座等を通じ、温暖化のメカニズムや影響について啓発を行なっています。 また、本計画のP27にも記載しているとおり、今後もこうした出前講座やパンフレット等を通じ、広く温暖化対策や適応策についての啓発を進めることとしており、ご提案いただきました内容も踏まえ啓発事業に取り組んでまいります。
39	27	「家庭部門・(4)県民に期待される取組み例 電気の排出係数が低い電力の選択とすると、電力会社からの購入者としては、選択不可であり、再生可能エネルギー等の導入、もしくは採用と表現すべき。	電力の小売自由化により各電力会社は排出係数を公表しており、消費者は低い排出係数を供給する電力会社を選択することは可能です。 このような消費行動は、CO2削減につながることから改定原案では「電気の排出係数が低い電力の選択」を盛り込んだところであり改定原案どおりとします。
40	27	家庭部門における有効なCO2排出量削減行動には、家計に影響を及ぼす初期投資が必要となる提案が多い中で、カーボンフットプリント制度の採用は、賢い消費者啓発で実現できる取り組みである。	P27家庭部門の(5)事業者に期待される取組例で「生産または販売する製品へのカーボンフットプリントの表示など、環境に優しい製品の選択について消費が判断できるようにする取組」を盛り込んでいます。 県としても今後もこうした見える化の取組について普及啓発を図るなどしてまいります。
41	27	家庭部門の目標36.1%は、県民に期待される取組例を実行すれば達成できるほど甘いものではないと思っている。 年ごとに徹底したい施策を県民に浸透させることが必要である。	温暖化対策は引き続き様々な主体のご協力・連携が必要です。その中で、県としても精一杯の努力をしてまいります。 なお、個別具体的内容についてのご提案は、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。

番号	頁	ご意見・情報等の概要	ご意見・情報等に対する県の考え方
42	29	新交通システムの確立をもっと前面に出すべき。公共交通機関を誰もがいつでも活用できるようにもっと利便性を待たせるべき。	地域のまちづくりと一体となった公共交通ネットワークの構築は低炭素社会づくりの観点からも重要な課題と考えており、本計画P29に、「新たな公共交通の導入可能性検討」に取り組むこととして、位置づけたところ です。
43	29	マイカー使用抑制の別の手段として、自転車の活用が出来るように、安心して自転車が使えような自転車専用道を作るべき。	本計画P29で、「自転車利用の促進」として、安全で適正な利用環境の構築を行うとともに、自転車利用の啓発を進めることとしています。
44	29	「新たな公共交通の導入可能性検討」よりも、県の重要な基幹路線の一つである琵琶湖大橋の通行料を無料化するなどの方が自動車の無駄な燃料消費を削減し、二酸化炭素排出量減につながる。	ご提案いただきました内容については、個別事業における制度内容に関するご意見であるため、当該計画での記載による対応は困難であると考えます。
第4 部門横断的削減対策			
45	31	「エネルギーマネジメントシステム(EnMS)による電気需要の「見える化」等を推進します。」の前に、「天然ガスコージェネレーションや燃料電池の導入推進を図るとともに、」を追記してはどうか。 また、＜参考＞についても、「天然ガスコージェネレーション・燃料電池の導入目標(40万kW)」も追記してはどうか。	本計画において、天然ガスコージェネレーションについては、省エネルギーの施策として位置づけています。 本計画では、「再生可能エネルギー」は排出係数がゼロであるエネルギーとしています。 天然ガスコージェネレーションは、燃料でLNG等を使用していることから、あくまで省エネとの観点として考えており、改定原案のままとします。
第5 温室効果ガス吸収源対策			
46	33	二酸化炭素の吸収に適した森林は針葉樹林なのか広葉樹林なのか、又、現在の滋賀県の森林の形態に観られる様な密林的な森林と手入れや間伐が適切に実施された森林との二酸化炭素吸収率は如何なのか等の疑問が不明のままでは取組の目標が定まらないのではないのか。	二酸化炭素の吸収量は、対象森林における年当たりの幹材積の増加量に、容積密度等の係数や炭素含有率を乗ずるなどして算出されており、森林吸収量の目標については全国の目標吸収量に、県の森林面積を乗じて算出しています。 ちなみに、森林吸収量の算定においては、放置されている森林はそもそも算定の対象にならないことから、適切な施業と管理をすることが重要であると考えます。なお、炭素の吸収量について、樹種の違いで差異はありますが、スギ・ヒノキの人工林でも高いとされています。
47	33	滋賀県の二酸化炭素の排出量と森林(滋賀県の陸地の約60%が森林)の二酸化炭素の吸収量の差異は如何ほどなのか等の数的な要素を勘案した計画目標が必要ではないのか。	2013年の県全体の二酸化炭素排出量(1422万t-CO ₂)のうち3.6%を森林吸収源で確保しており、ご指摘いただいたとおり、排出量と吸収量等の数値を勘案した適切な目標設定としています。
48	33	吸収源対策として、休耕田・耕作放棄地を活用すべき。休耕地が農地の20%位見受けられる。ここにケナフ等の植物を植えて、CO ₂ を吸収させ、その作物を有効活用する。	ご提案いただきました内容については、個別事業における制度内容に関するご意見であるため、当該計画での記載による対応は困難であると考えます。
第5章 適応策の取組			
第4 本県で実施する適応策の取組			
49	41	地球温暖化が進むと琵琶湖を守れなくなるという危機意識を醸成するために、データを集めていただきたい。	今回の改定にあたっては新たに適応策を盛り込みました。 P41で、水環境・水資源における適応策を記載しており、各種モニタリング調査を実施しデータを集めることとしております。 また、今後、適応策等の啓発にあたってはご提案を参考にさせていただき取り組んでまいります。
50	41	ニホンジカの捕獲(射殺)を強化して生息頭数の減少取組を実施するとなっていますが、捕獲のみの手段ではなく野生動物の出生率を低下させることにより(日本の人口と同様に出生数が低下すると人口は減少する)生息頭数の適正化を図る様な案は出来ないか。	現時点では、ご意見のような出生率を低下させることにより個体数を減少させる知見はないため、今後の技術開発の動向を注視していきます。

番号	頁	ご意見・情報等の概要	ご意見・情報等に対する県の考え方
第6章 県の事務事業における取組			
第4 県機関における率先実施の取組			
51	44	100%BDFと5%混合BDFの使用量を公表していただきたい。 エネルギー使用量の推移の図表58にて軽油が2015年度で56kl使用していることになっている。BDFに転換した結果なのか。5%混合BDFに転換することで5%は低減できるのかがか。	BDFの利用促進については、個別具体の事務執行に係るものであり、今後の取組の参考とさせていただきます。
52		A重油についてもBDFに転換できる部分があるのではないかと。課題があれば公開して開発を促すような政策を策定いただきたい。	
53	44	外郭団体等へ移管したことで、移管した先でエネルギー量の増減があったのか。滋賀県全体として、減っているならば削減効果があった・増えているのなら悪化したと思われる。	事務事業に伴う二酸化炭素排出量等の把握については、本県で使用したエネルギー量等を基に算出しているため、外郭団体等のエネルギー量等は把握していません。
54	44	省エネ法で報告義務のあった「原単位」で値を公表していただきたい。事務効率が上がって削減されたのか、事務量が減ったのか不明である。	県の事務事業における取組の計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき策定するものであり、省エネ法で報告義務のある「原単位」までは記載しません。
55	44	「図表58県機関でのエネルギー使用量の推移」を見ますと、電気、灯油など、県は大量の使用をしています。県施設、資産による発電や県有の林業資産を有効活用したバイオマスボイラーなどの熱利用を進め、それを消費してはいかがでしょうか。	P47「再生可能エネルギーの推進に関する取組」において、太陽光発電その他の再生可能エネルギーの県施設での利用を進めることとしており、いただいたご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
56	47	自動車の使用に伴う温室効果ガスの排出の抑制に関する取組をもう一步踏込んだ細部実施要領を定めて努力して頂きたい。	県機関における温室効果ガス削減の取組については、別途「環境にやさしい県庁率先行動計画(グリーン・オフィス滋賀)」において、「環境行動」として具体的な取組事項を定めています。 その中で、「自動車等の使用に伴う温室効果ガスの排出の抑制に関する取組」についても、エコドライブの取組、公用車の相乗り、エコ通勤やノーカーデー(毎週金曜日)の実践についても記載し、取り組んでいます。
57	47	都市ガスの供給エリアにある病院など、通年給湯需要のある施設では燃料電池式給湯設備の設置を義務化していただきたい。	燃料電池式給湯設備の設置は省エネルギーの施策として位置づけており、P47においても「機器設備の更新にあたっては、省エネ・省CO2機器の導入に取り組めます。」としているところです。 具体的な設備導入に関しては、それぞれの施設設置者等が判断されるものと考えます。
58	47	「しがエネルギービジョン」において、天然ガスコージェネレーションシステムは、太陽光発電等の再生可能エネルギーの調整電源としての役割を果たすことができる等、再生可能エネルギーとの親和性が高く、「革新的なエネルギー高度利用技術」としての省エネルギーへの貢献も期待できることから、県施設への積極的な導入をお願いしたい。	
資料編			
59	58 59	根拠とされている国の資料「地球温暖化対策計画における対策の削減量の根拠」では、「省エネルギー性能の高い設備・機器の導入促進(業種横断)」以外にも産業分野では、「省エネルギー性能の高い設備・機器の導入促進(化学工業)」など他の多数項目があり、業務分野においても「トップランナー制度等による機器の省エネ性能向上(業務その他部門)」などの項目が他に挙げられている。これらを削減見込の算定外としている理由が見当たらないので、記載した方がよい。	国の地球温暖化対策計画に示されている「エネルギー起源二酸化炭素に関する対策・施策の一覧」は、国が各施策の進捗を把握するために整理したものであり、削減量においては重複する部分も存在することから、県の削減量の算定ではこの重複する削減量等を考慮して行ったところとです。 P59の下部に「各部門の削減見込量については、国の地球温暖化対策計画に示されている「エネルギー起源二酸化炭素に関する対策・施策の一覧」を基に、削減量の重複分等を考慮して算定しています。」との説明を追記します。

番号	頁	ご意見・情報等の概要	ご意見・情報等に対する県の考え方
60	58 59	示されている削減見込は、「省エネ見込量」で単位では「万KL」となっている。削減するエネルギーの種類によって排出係数が異なるはずなので、省エネ削減の割合がそのままCO2削減割合になるのか。このあたりの過程が記載されていないので、記載した方が良い。	国の地球温暖化対策計画で示す省エネ見込み量においては、エネルギーの種類ごとの量までは示されておらず、各々の排出係数を用いて計算することは困難であり、エネルギー消費量の削減割合を、CO2排出量の削減割合として考えています。 また、本計画においてはエネルギーの大半を占める電気の排出係数についてはP60で示すとおり別途計算しています。
61	58 59	産業部門での省エネ取組による削減見込の値は、58ページを見ると国の見込量を建築面積・床面積で按分して求めているが、これでは地域の自然的社会的に応じた計画とは言い難い。 滋賀県の産業は他都道府県とは違った特性があり、電気消費割合が多いこともその一つである。県独自の取組がないとしても、削減見込の値は当然変わるはずである。	本県の見込み量の算定に当たっては、国全体の活動量に占める本県の割合を算出するために、最も合理的と考えられる指標を用いて算出しています。 なお、産業部門については、P20のエネルギー起源の削減でも記載のとおり、本県の産業構造等を踏まえ、国の削減割合6.6%に対し、県では14.7%(22.1%)としております。